

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた  
中小企業者・小規模事業者のみなさまへ



伴走支援で  
経営の安定を図ります！

ご案内

## 新型コロナウイルス関連事業継続 支援資金(県制度)

※県内で現に営む事業の業歴が1年未満の中小企業者は、「伴走支援型特別保証制度(協会制度)」を利用することとなります。

保証限度額 4,000万円

保証料率 0.1%(伴走支援型特別保証制度は0.2%)

保証期間 10年以内(据置期間最大5年間)

金融機関の継続的な伴走支援が受けられます



鹿児島県信用保証協会

【保証部】TEL099-223-0271

【経営支援部】TEL099-223-0274



鹿児島県信用保証協会

検索

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号(鹿児島県産業会館4F) LINE 公式アカウント

令和3年7月26日より新事務所に移転いたします! (旧)〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号(鹿児島県産業会館4F) ⇒ (新)〒892-0846 鹿児島市加治屋町14番3号

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等の資金繰り円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、もって当該中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とする保証制度です。



## 制 度 概 要

項 目	伴走支援型特別保証制度	
	新型コロナウイルス関連 事業継続支援資金(県制度)	伴走支援型特別保証制度(協会制度)
保証限度	4,000万円	
保証期間	分割返済の場合 <b>10年以内</b> (据置期間は5年以内)但し、一括返済の場合は <b>1年以内</b>	
保証の対象	<p>県内で現に営む事業を<b>1年以上</b>継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定したもの</p> <p>(1)中小企業信用保険法(以下「保険法」という)第2条第5項第4号の規定による認定 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)</p> <p>(2)保険法第2条第5項第5号の規定による認定 (売上高等減少率が<b>15%以上</b>のものに限る。)</p> <p>(3)保険法第2条第6項の規定による認定 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)</p>	<p>創業後<b>3か月以上</b>の中小企業者及び組合で、次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定したもの</p> <p>(1)中小企業信用保険法(以下「保険法」という)第2条第5項第4号の規定による認定 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)</p> <p>(2)保険法第2条第5項第5号の規定による認定 (売上高等減少率が<b>15%以上</b>のものに限る。)</p> <p>(3)保険法第2条第6項の規定による認定 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)</p>
保証割合	(1)、(3): <b>100%</b> 保証(責任共有対象外)	(2): <b>80%</b> 保証(責任共有対象)
資金使途	経営の安定に必要な事業資金(運転資金・設備資金)	
返済方法	一括又は分割返済	
保証料率	●信用保証料率 <b>0.10%</b> (国が0.65%相当、県が0.1%相当の額を補助)	●信用保証料率 <b>0.20%</b> (国が0.65%相当の額を補助)
貸付利率	1年以内: <b>1.4%</b> 、1年超3年以内: <b>1.6%</b> 、 3年超5年以内: <b>1.7%</b> 、5年超: <b>1.9%</b>	金融機関の定めた利率
連帯保証人	原則、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 また、経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。	
担保	<b>必要に応じて徴求</b>	
取扱期間	<b>令和3年4月1日から令和4年3月31日までに</b> 信用保証協会が保証申込を受け付け	
申込手続き	金融機関経由	
本制度固有の必要書類	①市町村長の認定書(保険法第2条第5項第4号、同第5号、保険法第2条第6項) ②経営行動計画書 ③経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合)	